

富士・九条の会ニュース

No.3 2006. 3. 1

富士・九条の会事務局（富士市民劇場）
〒416-0916 富士市平垣 481-4
Tel 0545-63-9201/Fax 0545-62-1687
URL <http://fuji9jo.hp.infoseek.co.jp>

憲法講演会、満場で開催

講師に弁護士の小長谷保さん迎え

富士・九条の会は二月十六日夜、ロゼシアター第一会議室にて核兵器廃絶平和富士市民の会代表で弁護士の小長谷保さんを講師に招き、「憲法とは何か？今の改正論議に併せて」をテーマに講演会を開きました。あいにくの雨にもかかわらず満員となった会場で、約九十名が講義を傾聴しました。

小長谷さんは、憲法を守る法律家の立場から客観的に話すと断つてから、まず法律とは何かから近代立憲主義に至る迄を簡潔に解説。その後、憲法と



は何かを人権を軸

に説きつつ話し、今

の改正論の中から

二つの議論を提示

して考察を述べ、自

民党新憲法草案や民主党改憲

案の問題点を指摘しました。

（講義内容レポートは裏面）

※講演前日、講義を2回に分

け、後半（Part II）を三月一日に行うことが決まりました。

1月の活動

静岡県男女共同参画センター
交流会主催の『ペアテの贈りもの』
上映会が一月十四日、フイランセ

ホームページや印刷物な

らに輝いている構図です。

「Fuji Loves the Article-9、

の文字を周りに配し、見た

人が「何々？」と近付いて読

んでみたくなる効果を狙って

みました。九条の話をするき

っかけになれば幸いです。

是非ご利用下さい。

は事務局までどうぞ。



第4回世話人会

4月5日（水）

昼の部 午後2時より

夜の部 午後7時より

（どちらでもご都合の良い方にご参加ください。）

ラ・ホール富士にて

ブックレット紹介

- ◆改憲論が描く日本の未来 自民党「新憲法草案」批判／九条の会 400円
- ◆憲法を変えて戦争に行こうという世の中にしないための18人の発言／岩波ブックレット 500円
- ◆憲法と平和と私 21人の発言／全国革新懇 500円
- ◆自民党新憲法案を読む 改憲派のねらいと困難／九条の会 500円
- ◆自民党改憲案の検討 憲法9条と「戦争する国」／九条の会 400円

以上、事務局でも用意しました。

カンパありがとうございます

2月16日の憲法講演会で集まったカンパは53,045円、缶バッジも58個売れました。缶バッジ製作費用や各種会場代等々で資金が尽きてしまったので、ほっと一息です。また、小長谷さんは講演料を固辞。缶バッジのみ受け取っていただけました。皆様、本当にありがとうございました。これを励みに、事務局では憲法9条を守る為の活動をより広くより活発に行っていきます。引き続きご支援ご協力を宜しくお願い致します。



（直径32mm）

2月20日現在

呼びかけ人 241名

賛同者 計 510名

憲法講演会「憲法とは何か？今の改正論議に併せて」（2月16日）レポート

16日夜、核兵器廃絶平和市民の会代表である弁護士の小長谷保さんを講師に迎えてロゼシアターで開いた憲法講演会。雨天にもかかわらず定員80人の第1会議室はみるみる満席となり、座れない方の椅子を慌てて用意するなど事務局は嬉しい対応に追われました。

講演は「**憲法とは何か？今の改正論議に併せて**」をテーマに1回でお話いただく予定でしたが、時間が足りないという小長谷さんの意向を受け、前日に急遽、今回と次回(3月1日)の2回に分けて行うことを決定。当日会場での発表となりました。

小長谷さんは最初に、九条を含め憲法を守る法律家としての立場から出来る限り客観的に話すこと、自衛隊が違憲かどうかやアジテーションで日本国憲法はこんなにいいぞという話はできないこと、中学・高校あたりの基本的なことから始めたいことを断った上で講義に入りました。

まず、法律とはなにかを簡潔に話してから、**フランス人権宣言**(1789年)の16条を示し、**専断的な権力を制限して国民の権利を保障する**”**立憲主義**”思想にもとづくのが”**近代憲法**”であり、法律は国民を拘束するものだが、**憲法は国家を拘束するもの**と説明しました。

近代憲法に至るのに数多の血を流してやっと勝ち取った歴史があり、油断すると国家権力はすぐに民の権利を奪おうとすると述べ、国民は権利を守るために「**権利の上に眠らず、不断の闘争を必要とする**」とルソーの言葉を紹介しながら強調しました。

また、『人権は愛と自由と思いやり』という法務省作のスローガンには、人権を侵害するのは他(自分以外)の国民であるかのように思わせる”**すり替え**”の狙いがあると指摘。「**人権とは何か？国民みんなに正しく理解されれば、憲法改正は阻止できると思う**」と語り、**人権を侵害するのは国家権力**であり、憲法の目的である”**権利の保障**”には”**権力分立**”という手段が必要で、その基本理念は”**立憲主義**”であるとまとめました。

ここで小長谷さんは、数ある改憲論の中で特に気になっているものとして、「60年前の国民が手を上げて作った国の最高法規に何故、今の国民が縛られなければならないのか」と「国民投票にかけて今の国民がいいと言ったんだから、それには当然従う」という2つの議論を取り上げました。

これらの議論を考える時、”**民主主義**”は万能か？という疑問が出てくると言います。日本国憲法は60年前の価値観で決めたものではなく、それまでの何百年にも渡る歴史の上に成り立っているものであり、**自然権思想**が正しいという概念、**個人の尊重**という価値理念がある限り、**100年でも200年でも通用するもの**。それをその時々々の価値観に左右されがちな多数決によって変えられるものなのかと問いかけ、更に、”**愛国心**”という”**比較不能な価値**”で憲法を変えれば、近代立憲主義において”**憲法**”ではなくなってしまう、もはや”**改正**”の域を超えていると自民党新憲法草案を厳しく批判しました。多数決では決められないことを決めたのが日本国憲法であるとして、「**今の改正論議には”近代立憲主義”という視点が欠けている**。というところに立ち返るのかなと思う。」と長谷部恭男さんの著書『**憲法と平和を問いなおす**』（ちくま新書）を手に掲げて根本的な問題を提起しました。

また、9条について、1項全面放棄説、2項全面放棄説、限定放棄説、政府見解などの各解釈を説明した上で、**統治行為論**(=高度に政治的な問題は人員も能力も限られている裁判所が判断するには適さないという論)により、**自衛隊の問題は”高度に政治的な問題”**なのでそもそも訴訟は駄目という窓口却下が定着してしまい、せっかく**違憲立法審査権**があるのに日本では機能していないような状態に陥ってしまっていると、**立憲主義**にとって**違憲立法審査権を持つ裁判所の意義は大きいのに残念**・・・と語り、司法の人間としての自らの責任にも言及しました。

民主党の集団安全保障については、**集団的自衛権**は認めるが**国連決議**で歯止めをかけるものとしているが、**自然権**から出てきた**自衛権**には他人の国が攻められた場合に自分の国の軍隊を出すのは不可能と批判しました。

今回は、「**立憲主義と平和主義**って学問的に考えたらどうなるの?」「**比較不能な価値の共存**について、**国家間ではどうか?**」についての小長谷さんの考察を話すことを予告してこの日の講義を終えました。

講義の中で、小長谷さんが取り上げた書籍

- ・『**個人と国家 今なぜ立憲主義か**』樋口 陽一（集英社新書）
- ・『**憲法と平和を問いなおす**』長谷部 恭男（ちくま新書）